

令和 7 年度茨城地方最低賃金審議会
第三回本審議會議事錄

令和 7 年 8 月 18 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和 7 年 8 月 18 日 (月) 午後 5 時 55 分から

場所 茨城労働局 2 階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活
黒澤 一仁
小坂 祐之
生井澤 律子
宮下 有一

使用者代表委員 阿部 太洋
遠藤 隆光
澤畑 英史
柳瀬 香織
山崎 敏紀

茨城労働局 局長 佐藤 悅子
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 専門部会報告・金額審議
- (2) 茨城県最低賃金改正について（答申）
- (3) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

補 佐 本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、第三回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規程を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会 長 委員の皆様、開始時刻が遅れまして大変お待たせしました。申し訳ありませんでした。それでは、議事を進行したいと思います。ご協力賜りますよう、どうぞよろしくお願いします。本日の議題である茨城県最低賃金の改正についてお諮りいたします。8月4日から本日まで4回の最低賃金専門部会が開催され審議いたしました。先ほど、最低賃金専門部会が終了いたしましたので、まず、事務局から最低賃金専門部会報告書の朗読をお願いいたします。

係 員 (報告書の朗読)

会 長 ありがとうございました。この報告書について、何かご質問等はございますか。

全委員 (質問等なし)

会 長 それでは、専門部会の審議経過につきまして、簡単にご紹介させていただきます。

まず、専門部会は4回開かれました。第1回8月4日時点では、目安額が提示されていませんでしたので、中央最低賃金審議会や政府が出している各種の関連資料等の説明を受け、それぞれ労使の考え方を確認するような時間となりました。8月5日の第2回専門部会は、正式な目安額とは言えませんけれども、ある程度のところまで目安額は理解できる状

況になりましたので、8月5日には金額提示をしていただきました。専門部会委員が1名欠ける場で審議をしなくていいように、できるだけ8月5日の金額審議にあたって、労使の考え方のすり合わせ調整をさせていただくという方向でお願いしましたところ、5回の金額提示を受けることができました。

第1次は、使用者側、34円引上げで時間額1,039円。労働者側、125円引上げで時間額1,130円の提示から始まりました。同日、第2次提示では、労働者側、113円引上げで時間額1,118円。使用者側、40円引上げで時間額1,045円。同日、第3次提示では、使用者側、50円引上げで時間額1,055円。労働者側、84円引上げで時間額1,089円となりました。その間、公労、公使で何度も協議をさせていただきまして、予定されている本日までに何とか結審に持ち込みたいということで、大変な努力をお願いしまして、結果として、例年になく追加で第4次、第5次金額提示をしていただくことができました。第4次提示は、労働者側、79円引上げで時間額1,084円。使用者側、55円引上げで時間額1,060円。同日、最後の提示では、使用者側、60円引上げで時間額1,065円。労働者側、78円引上げで時間額1,083円という金額提示で、何とか差が20円を切るところまで持ち込むことができました。

会議当初の予定では、第3回専門部会は18日でしたが、12日に臨時開催をするかどうかというところで、一旦、臨時開催をしなくても何とかなるかと考えたわけですけれども、その後の他局の結審状況、その他も考えまして、地域の実情を示す関連データについて、公労使の三者で情報を共有し、その上で意見の交換を行うということで、8月12日に第3回専門部会を臨時開催することといたしました。今年度、引上げの目安額そのものが大変高かったこともあり、その目安額にプラスする場合、地域の実情を踏まえて決定するには、そのような場が必要だということになりました。第3回専門部会

は、委員全員が揃いませんでしたので、金額提示というよりは、考え方のすり合わせ、それから、地域の実情というものへの理解を深めることに充てました。そして、第4回専門部会が本日になるわけですけれども、第4回で第6次の金額提示は、労働者側、74円引上げで時間額1,079円。使用者側、61円引上げで時間額1,066円ということで、13円の差があつたのですが、この状態で公益委員見解を出すということはちょっと難しいのではないかということになりました、再度お願ひいたしましたところ、第7次提示、使用者側、63円引上げで時間額1,068円。労働者側、72円引上げで時間額1,077円という金額提示を受けることができました。その差9円になりましたが、ここで労使双方ともに、これ以上の金額提示をすることは困難であり、公益委員見解を出すようにということでした。どの水準での公益委員見解を出すかについて、公労、公使で何度も意見交換をし、公益委員の中でも、どのようにしていくかということについて、話し合いを幾度も重ねました。その結果として、公益委員見解を先ほどのように、69円引上げ、時間額1,074円を提示することになりました。その提示の理由として、主に5点あります。1点目は、食料品価格の高騰など消費者物価の上昇による必要生計費の増大を最低賃金の引上げに反映すること。2点目に、茨城県の一人当たりの県民所得、その他の資料に表れた地域経済の実態を最低賃金の引上げに反映すること。3点目に、地域の実情として、所定内平均賃金と最低賃金との格差が全国的な観点からは相対的に茨城県は大きいことがございまして、賃金の底上げを実現する余地があると考えました。4点目に、同じく地域の実情として、茨城県は地勢的に雇用吸収力が非常に強い首都圏への若年層の流出の脅威にさらされており、若年層で転出超過となっている状況を転入超過へと転換し、企業誘致の際の社会課題とされる労働力の確保に資することを考えました。5点目に、茨城県の賃金の男女間格差は全国

で2番目に大きいこと。加えて、未婚の男女比が20歳代後半において全国で最も大きく、30歳代前半でも全国で2番目に大きいことから、女性にとって魅力的な地域にするためには、隣接している首都圏との格差を少しでも小さくすることが必要だと考えました。

なお、中小企業・小規模事業者に対する支援が必要不可欠だと考えます。過去に例のない引上額、引上率に及んでいます。したがいまして、中小企業・小規模事業者に対する支援が必要不可欠なことは、使用者側から大変強く申し入れがありましたし、もちろんそのことに公労使一致で賛成しておりますので、国及び県に対する労使、特に使用者側の要望は具体的に書き込むことにいたしました。使用者側からは、人手不足の対応として賃上げの重要性については認識しているけれども、原資の乏しい中小企業・小規模事業者の負担感は非常に強く、支援が必要不可欠であること。また、その支援は一過性のものではなく、継続して行われる必要があること。その他、多くの要望事項があり、その点は報告書に盛り込んでおります。

また、労働者側からは、地域における労働者の生計費、賃金水準を重視してほしいということ、物価の動向、特に低所得層への影響に配慮すること、マクロ経済成長やランク内格差の是正ということなどがございまして、最後に、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法第1条の趣旨を十分に考慮した議論を要望され、物価上昇に賃金の上昇が追い付いていない現状では、年間2,000時間働いても年収200万円程度であり、現役世代に対するセーフティーネットとしての機能を十分に果たしているとは言えないということから、最低賃金の引上げ要求が大変強くありました。労使ともに、非常に強いそれぞれの考え方を調整するのに、公益委員としては、大変難しい状況に直面したわけですけれども、最後は何とか、専門部会で採決をするというところまで合意できました。採決

は、使用者側委員の3名全員の反対ということはございましたけれども、労働者側委員3名と公益委員2名の計5名の賛成により、公益委員見解がまとめられたということになりました。その公益見解を、本日先ほど読み上げていただいたように、本審の方へ報告することができたということです。

最後に、中央最低賃金審議会の地域の実情を考慮するようとのメッセージを尊重したこと、茨城県の経済状況を勘案し、最低賃金の水準を5年から7年で全国順位9位にまで引き上げるという県と労使代表との三者合意を踏まえて、慎重にその他の情報を勘案し、調査審議をしてきたことを申し添えたいと思います。

以上が経過になりますけれども、よろしいでしょうか。何か補足がございましたら、使用者側、労働者側、それぞれおっしゃっていただければと思います。

全委員 (補足等なし)

会長 ありがとうございました。専門部会では、第一回本審でお諮りしましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項の適用はしておりませんので、本審で決定することになっており皆様にお諮りいたします。専門部会の報告につきまして、最低賃金審議会令第5条第3項により採決で結審したいと思います。それではまず、茨城県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として答申することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(採決)

会長 はい、ありがとうございます。労働者側委員5名、公益委員4名の計9名が賛成となります。それでは、反対の委員の方、挙手をお願いします。

(採決)

会長 ありがとうございました。使用者側委員5名、計5名が反対となります。そうしますと、賛成が9名、反対が5名ということで、賛成多数で専門部会と同じ結論に決まりましたので、私から茨城労働局長に答申いたします。事務局は答申文(案)の準備をお願いします。準備にはどのくらいの時間が必要ですか。

室長 15分くらいよろしいでしょうか。

会長 はい。それでは、15分間休憩とします。

(休憩)

会長 再開いたします。先ほど、賛成9名、反対5名で賛成多数により、現在の最低賃金の時間額1,005円から69円引き上げて1,074円に決まりました。それでは、茨城県最低賃金の改正決定について、答申文(案)の朗読を事務局よりお願いします。

係員 (答申文(案)を朗読)

会長 はい、ありがとうございました。この答申文(案)でよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 それでは答申文(案)の(案)を削除してください。続きまして、効力発生日について事務局から説明をお願いします。

室 長

説明いたします。本日、答申をいただいた場合は、本審終了後に異議申出の公示をさせていただきます。公示期間が15日となりますので、異議申出の締切りは、9月2日火曜日となります。異議申出があった場合には、異議について審議会を開催することになりますので、そのための第六回本審を9月3日水曜日午前9時30分からこの場所で開催させていただきたいと思っております。なお、異議申出があり、9月3日の異議審議において、本日、答申いただいた内容での結論であれば、直ちに官報公示の手続に入りまして、9月12日金曜日に官報に公示され、30日間の公示期間を経て10月12日日曜日が法定の発効日ということになります。以上です。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今説明がありました異議申出、効力発生日等につきまして、ご意見等はございますか。

全委員

(意見等なし)

会 長

ないようであれば、異議申出があった場合のその後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

室 長

説明させていただきます。異議の申出があった場合は、最低賃金法第11条第3項により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない、と規程されております。異議申出の審議は、本審において、文書の提出のみで行うことも可能ですが、申出者に出席を求めて、異議の内容及び理由について聴取することもできます。申出者に出席していただく場合には、事前に通知する都合もありますので、本日の審議会で決定をしていただければと思います。なお、昨年は、複数の異議申出あり、そのうち1団体から、この会場

で異議の内容及び理由について意見聴取を行っております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

また、先ほどの効力発生日でも説明させていただきましたが、異議審議の日程につきましては、9月3日水曜日の午前9時30分から、この場所で第六回本審としての開催を予定しますので、異議の申出があった際は、開催の連絡を速やかにいたします。例年、異議申出があり、中止になったことはありません。もし、異議申出がない場合には、第六回本審は中止とさせていただきますが、異議申出の締切りの9月2日火曜日は、異議審議を行う第六回本審開催予定日である9月3日の前日となることから、中止の連絡につきましては、申し訳ございませんが、9月3日当日の朝になりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

会長 ただ今の説明のとおり、審議会の場で異議申出者から意見聴取することは可能となっております。昨年度の審議会では、この場に来ていただいて意見聴取をしておりますが、その取扱いでよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 それでは、異議申出者から異議申出書が提出された場合には、意見聴取を行いますので、事務局で準備をお願いします。では、答申文の用意をお願いします。

(会長から局長に答申文を手交)

局長 答申をいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思います。先月、7月7日に諮詢させていただきました茨城県最低賃金の改正につきまして、ただ今、会長から現行の時間額1,005円を69円引上げ時間額1,074円とする

旨の答申をいただきました。今年度、中央から示されました目安額につきましては、最低賃金額が時間給のみで示されるようになりました平成14年以降、最大の目安額となったところであり、また、物価高や不安定な国際情勢などによりまして、労働者の生計や企業の経営に影響する要素が非常に複雑になっているといった状況にありますところ、委員の皆様方におかれましては、大変過密なスケジュールの中、精力的かつ真摯なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。今後は、本日いただきました答申を踏まえまして、法律に基づく所定の手続を経まして茨城県最低賃金を発効していくこととなります。

私どもと致しましては、最低賃金の改正につきまして、県内事業主や労働者の皆様方への周知広報に努めまして、労働局をはじめ、管下の労働基準監督署、また、ハローワークを挙げまして円滑な最低賃金の履行確保に努めてまいりたいと考えております。

また、答申文におきましては、賃上げしやすい環境の整備に向けまして、中小企業・小規模事業者に対する支援策の一層の拡充など、いくつかの制度の見直しや運用改善を求める旨の記載をいただいたところでございます。制度改革につきましてのご要望に関しましては、厚生労働省をはじめとする関係機関に報告させていただきますとともに、各種支援策につきましては、県内の自治体とも連携しながら、積極的な周知に努めまして、更なる利用促進を図ってまいりたいと考えております。合わせまして、価格転嫁の必要性に関する県民への理解の促進、または、ご審議いただくにあたりまして必要な各種データの収集や委員の皆様への早期の提供、報告につきましても、努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、引き続き、格別のご理解とご指導を賜りますよう、重ねてよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、答申を受けましての感謝の

ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

会長 それでは続きまして、議題（3）の茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問に移ります。まず、説明を事務局からお願ひします。

係員 私の方から説明いたします。お手元の資料ナンバー1をご覧ください。今回、各種商品小売業を除く3業種から特定最低賃金の改正にかかる申出書が提出されております。いずれも特定最低賃金の適用労働者の3分の1以上に賃金の最低額に関する労働協約が適用されており、申出の要件を満たしていることを確認しております。説明は以上となります。

会長 この資料につきまして、何かご質問等ござりますか。

全委員 （意見・質問等なし）

会長 ないようでしたら、茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、茨城労働局長から諮問があります。事務局より諮問文の朗読をお願いします。

係員 （諮問文の朗読）

（局長より会長に諮問文を手交）

局長 委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、地域別最低賃金の改正に引き続きまして、特定最低賃金改正の必要性の有無について諮問させていただきました。特定最低賃金は、地域別最低賃金よりも高い水準の金額を設定することが望ましいと認められる産業につ

きまして、関係労使の皆様方のイニシアティブに基づきまして、ご審議、決定の上、運用されることが求められているものでございます。委員の皆様方におかれましては、このような趣旨を鑑みていただきまして、十分なご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、地域別最低賃金に引き続きご苦労をおかけいたしますが、ご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 ただ今、局長より茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、諮問がありましたが、時間の関係もありますので、次回以降の審議会で審議してまいりたいと思います。事務局から他に何かご説明はございますか。

室長 特定最低賃金にかかる本審の審議日程につきまして、この場を借りてご説明させていただきたいと思います。

8月26日火曜日10時からこの場所で特定最低賃金にかかる参考人意見聴取を予定しております。また、第五回本審、9月2日火曜日10時から同じくこの場所で参考人意見聴取、特定最低賃金改正決定必要性の審議等を行う予定とさせていただいております。10月29日水曜日14時30分から、特定最低賃金の答申等を予定しております。以上でございます。

会長 これで、本日用意された議題は全て終了となりました。労使の皆様から何か最後にご意見ございますか。

全委員 (意見等なし)

会長 それでは、大変お忙しい中、お待たせしましたけれども、何とか本日答申することができ、新しく特定最低賃金の必要性の有無についての諮問を受けることができました。

皆様には、お忙しい中ご協力を賜り、ありがとうございました。以上をもちまして、第3回本審を終了させていただきます。本当にお疲れさまでした。